

平成30年

刈谷知立環境組合議会第3回定例会会議録

平成30年12月4日

議事日程第3号

平成30年12月4日(火)

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第2号 指定管理者の指定について
- 日程第4 認定第1号 平成29年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第3号 平成30年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算(第1号)
-

出席議員(15名)

1番	伊藤幸弘	2番	稲垣雅弘
3番	牛野北斗	4番	神谷昌宏
5番	黒川智明	6番	田中健
7番	新海真規	8番	前田秀文
9番	中野智基	10番	松永寿
11番	山内智彦	12番	那須幸子
13番	山崎高晴	14番	山本シモ子
15番	三宅守人		

説明のため議場に出席した者(5名)

管理者	竹中良則	副管理者	林郁夫
会計管理者	斉藤公人	所長	加藤義富
業務課長	伊藤寿		

職務のため議場に出席した事務局職員(4名)

課長補佐兼 焼却施設係長	深谷裕之	課長補佐 (総務担当) 兼総務係長	永井篤行
主任主査	森洋喜	主任主査	生田悟詩

○議長（伊藤幸弘）

ただいまから、平成30年第3回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、過日送付いたしました議事日程表のとおりでありますので、御了承を願います。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本組合議会、会議規則第72条の規定により、会議録署名議員には、3番 牛野北斗議員、14番 山本シモ子議員の両議員を指名いたします。

○議長（伊藤幸弘）

次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本会議の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤幸弘）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

○議長（伊藤幸弘）

次に、日程第3、議案第2号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案の説明を願います。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

議案第2号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、余熱ホールの指定期間が平成31年3月31日をもって満了となるため、指定管理者を再度指定するものであります。

施設の名称は、刈谷知立環境組合余熱ホール。指定管理者は、神戸市中央区加納町三丁目10番12号、リンクワークス・名古屋YMCA・荏原環境プラント共同体。代表者は株式会社linkworks、代表取締役廣瀬琢也であります。指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日ま

であります。

提案理由といたしまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるからであります。

なお、選定理由でございますが、指定管理者を公募したところ、1共同体から応募があり、公認会計士、各種団体を代表する者など9名で構成する選定委員会において厳正に審査した結果、経営状況が安定しており、サービス向上に対し積極的な提案がなされ、運営実績も豊富なこともあるなど、総合的に優れていると評価されたためであります。

別添として、指定管理者候補者選定調書も御参照ください。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（伊藤幸弘）

11番 山内智彦議員。

○11番（山内智彦）

おはようございます。

それでは、今の議案について、選定の考え方について、ちょっと確認をさせてください。

まず、応募事業者というのは、現在運営を委託している指定管理者と同じであるかどうか。また、今の説明で1共同体という応募だったということですが、今回の応募というのは、その1団体ということでの認識で間違いはないかどうか。ちょっとそこだけ確認させてください。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

応募事業者につきましては、現在の指定管理者でありますリンクワークス、名古屋YMCAにつきましては同じ事業者であります。設備等の維持管理の部門において、三菱電機ビルテクノサービスから荏原環境プラントへと企業構成が変更となっております。

なお、応募事業者につきましては1共同体のみでありました。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

山内智彦議員。

○11番（山内智彦）

ありがとうございます。ちょっと基本的なことをお聞きしました。それで、現在運営をされているそのJVと今回の応募は企業構成が異なるという御説明でしたけれども、今回指定予定のJVを

選定する妥当性があるということですね。三つの会社のうち、二つが一緒だけど一つは違うということだったんですけども、そのJVを選定する妥当性があることを、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

妥当性につきましては、委員会におきまして評点が60%以上であれば、選定基準に達するという判断をいたしました。一次審査、二次審査の合計が79.3%を獲得していることから候補者として決定されました。

なお、委員会の方からは、荏原環境プラントが現在クリーンセンターの包括委託企業として施設の稼働、維持管理を行っていることから、余熱ホールの維持管理についても効率的な対応が図れるのではという意見もいただいております。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

山内智彦議員。

○11番（山内智彦）

ありがとうございます。選定委員会における厳正な審査の結果ということで、評価が水準以上であるということでした。水準以上であれば、とりわけ1者であろうが問題はないんですけども、しかし、その競合他社が存在しないという状況が今後も通例化していくということになると、自然とパフォーマンスというのは低下する傾向になると懸念しますので、これはどれだけ応募するかというのは、これはこちらのほうではコントロールができませんけれども、いずれにしてもその応募してきたところが本当に水準かどうかという、その絶対評価ですね。その今回の場合は、JVあるいは会社のその絶対評価については、これからもしっかり意識してその水準がどうかというのも見えていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。議案については、賛成でございます。

○議長（伊藤幸弘）

わかりました。ほかに。3番 牛野北斗議員。

○3番（牛野北斗）

知立市の牛野です。議案について幾つか質問させていただきます。ただいまの御質疑の中で、共同体が荏原環境プラントと三菱が企業体が変わったということでしたので、ちょっと別の質問をさせていただきます。今回の選定会議の中で、サービスの向上等に関することが提案なされたと思えますけれども、具体的にどのようなサービスの向上に関する提案がなされたのか、お聞かせください。

い。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

現在実施している実施事業に加えて、プールにおいてマスク、シュノーケル、フィンを使用した潜る動作を加えるなど、海や川などに親しむ技術を身につけるシュノーケリングクラスなど、あと多目的広場におきまして、支援の必要な子どもたちに対して、マンツーマンに近い体制で体育活動を多目的広場で行う発達障害支援プログラムの提案がなされたことがございます。また、地域の健康増進のための体力測定が提案されております。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

牛野北斗議員。

○3番（牛野北斗）

今までの指定管理者制度に変わったのが平成26年、2014年からですね。そのときにトレーニングルームが新しく導入されて、その一方でお風呂が廃止されたということで、市民の方からもお風呂がなくなって残念だよという声の中で、新たにトレーニングルームができたとか、また民間に運営が変わってプールのサービスがよくなったという非常に好意的な評価もいただいていますので、また今、シュノーケリングなど新しい事業を行っていくということで、ぜひサービスの向上を期待したいところなんです。2点目の質問になるんですが、ただいまシュノーケリングであるとか、発達障害プログラム等の新たなサービスを展開していきたいという提案がなされたという説明でしたけれども、今回、指定管理を行うに当たり、余熱ホールの稼動に関する利益の考え方、利益のあり方について1点伺いたいと思います。財産目録を見させていただきますと、余熱ホールの住所は、この組合ということになっています。ということは、知立や刈谷の市民の方から納めていただいた税金またはごみの処理から出た余熱を活用している、公な施設を指定管理という形で民間事業者提供している、財産を提供しているということですので、本来でしたらその財産を民間が活用して、さらに利益を出しているということに対して、市民に対ししっかり説明していかなければいけないのかなというように私自身は思うのですが、トレーニングルームのオープン等によって余熱ホールの利用者が増えていますが、具体的に昨年度の余熱ホールの収益がいくらぐらいになったのかということをお教えいただきたいと思います。あと、合わせて利益なんです。契約期間が5年間ということですが、例えば、年度中に利益が出た場合は翌年度の委託料が例えば減額をするとか、場合によっては、組合のほうへ事業者からいくらか利益の何%かを納付してもらおうとか、そういった利益の取り扱いについて基準等、契約時にできることがあれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

売上高につきましては3か年でございますが、平成27年度は8,384万4,290円、平成28年度は1億158万2,590円、平成29年度は1億440万6,760円でございます。それから、その指定管理のあり方でございますが、利益が発生した場合であっても翌年度の委託料としての指定管理料に変化はございません。一定以上の収入が発生した場合につきましては、還元金について、新しい指定管理者と年度協定を協議いたしたいと今考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

牛野北斗議員。

○3番（牛野北斗）

ありがとうございます。最後の質問ですけれども、大変利益が出ているということなので、それだけ市民の方に愛されて余熱ホールが利用されているんだなということが、ここからもわかるわけです。また、指定管理を行っている方達も非常にいろいろなサービスを行っているということで、評価ができるのかなというように思います。

最後に、今後、利益のあり方について協議を行っていくということですが、もし今の段階でどういった方向で協議を行っていくのか、その協議の項目というのか方向性について、お話ができれば御説明のほうをお願いいたします。

以上です。私も賛成の立場から質問をさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

今回、指定管理者の認定をしていただいてから、今後、詳細について新しい業者と協定等を考えていきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

ほかに。14番 山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

ただいま、牛野議員からも指定管理料に対する利益、共同体に対しての利益の部分等の質疑がありました。少しお聞きしたいんですが、指定管理料は5,000万円、この共同体に支出をされていま

す。代表のリンクワークスに出されているのか、リンクワークスから、それぞれ名古屋YMCA、荏原へ分けていくのか。5,000万円のその出し方というものを一度お聞かせください。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

5,000万円につきましては、代表企業体リンクワークスのほうに一度5,000万円入るようになってございます。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

了解しました。それで代表のほうへ入るということで、代表のほうがそれぞれの共同体ですので、どのように分配しているのかというのは、こちらは把握をしていないということなのかどうかということと、それから、5,000万円が今質疑を聞いていると利用料収入で1億円余りがあるわけですので、だんだん上がってきていますので、そういう点で考えると企業の利用料収入は利益分はきちんと上がっているというように理解します。5,000万円は働く人たちにきちんと返されているのかどうか。会社のこの5,000万円の中から会社の利益分を拠出されているというふうに考えているかどうか。どのように考えているかをお願いします。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

それぞれのリンクワークスから会社に払われているということにつきましては把握しておりますが、この5,000万円の指定管理料につきましては、運営管理費でございます、先ほどの売上高というのは利益でございますので、それはまた別の話でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

税金から支出されて余熱ホールを管理していただくわけですが、それを指定管理者に指定したわけですので。これまでは直営で行われていた問題です。それでこの5年間の管理運営が良好だったと。良好でなくては困るんですけどね。サービスにもどんどん、どんどんいろいろな部分も直営だったらこうはいかなかったのかなと考えるかもしれないんですけども、市民の健康増進という点

では直営でも考えられたことですし、プールで発達障害の方たちをケアするなどということも、以前からそういうヘルパーさんなど、そういう方たちがケアしながらやっていたということだってあるわけですが、指定管理になったからそれをよしとするということではないなと思っています。そこで5,000万円の支出もしながら、それは運営費ですということですが、なかなかそこは利益も上げるわけですし、そもそも余熱は、彼らは苦勞しないわけですよ、共同体は。指定管理を受けた側は苦勞はしないわけですよ。ごみを燃やせば出てくるお湯ですのですね。それを万全に運営していただくということは全く必要なことであって、そのことは否定はしません。

私はこの間に5年前に指定管理者制度にするというときに、ちょうどこの議会におりまして、指定管理者をやめて直営でそのままやってほしいということは答弁をしました。それからお風呂がなくなることにも、かなり市民の皆さんから憤りの声があったし、お風呂を残してほしいという署名も届けられたなど、議会に初めての多分傍聴だったと思いますが、傍聴者もある中で話し合いを、議会審議をしたわけですが、そういうこともあると、なかなかその指定管理者制度に対して、同意を得るようなことができないなということはずっと考えています。考えていますが、この間のさもありなんですよ。自治体行政のあり方だとか、いろいろな角度から見ると、指定管理者制度は当たり前のように、もう入ってくることは同意はできていません。ただ、この私たちの町の余熱を利用した管理運営をもっと万全にさせていただくという点では、今回5年間の経過があるということから、今回は反対はしませんが、必要なことは、やはり市直営で市幹部がここにそろっているわけですから、やれるのではないかと、これを改めて意見として申し上げますので、よろしく願います。

また、必要なときには指定管理者制度、反対の立場になるかもしれませんが、5年間の経過を見たところから、議案第2号指定管理者の指定について賛成はします。直営を求めるという意見はつけ加えさせていただきます。よろしく願います。

○議長（伊藤幸弘）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤幸弘）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（伊藤幸弘）

次に、日程第4、認定第1号 平成29年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の説明をお願いします。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

それでは、平成29年度刈谷知立環境組合一般会計決算について御説明申し上げます。

決算書の3ページをお願いいたします。

認定第1号 平成29年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、本組合監査委員の意見をつけて認定に付するものでございます。

4ページをお願いいたします。

監査委員による審査意見でございます。決算内容等について良好であり、財政運営は適正であるとされておりますので、お目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

平成29年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算でございます。歳入決算額25億5,236万8,802円、歳出決算額24億6,532万9,460円、歳入歳出差引残額は8,703万9,342円で、この金額は翌年度に繰り越すものでございます。

決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により御説明いたしますので、14ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項1目分担金は、予算現額20億9,543万6,000円、収入済額は予算現額と同額の20億9,543万6,000円であります。

内訳でございますが、刈谷市が13億4,342万3,000円、知立市が7億5,201万3,000円で、比率といたしまして、刈谷市が64%、知立市が36%でございました。

次に、2款1項1目余熱ホール使用料は、予算現額102万2,000円、収入済額は105万2,812円であります。これは、余熱ホール内の自動販売機7台分の行政財産目的外使用料であります。

2項1目、ごみ処理手数料は、予算現額2億2,100万円、収入済額は2億2,804万9,556円であります。収入未済額は、20万8,500円でございます。2目、リサイクルプラザ出品手数料は、予算現額21万5,000円、収入済額は26万7,400円であります。

3款1項1目繰越金は、予算現額1億5,243万1,000円、収入済額は1億5,243万1,431円であります。これは、平成28年度決算におきます歳入歳出差額を平成29年度に繰越金として収入したものでございます。

4款1項1目雑入は、予算現額6,375万4,000円、収入済額は7,513万1,603円であります。収入の主なものとしましては、ごみ処理において発生した鉄・アルミなどの資源ごみ売払収入7,225万

7,122円などがございます。最下段の歳入合計ですが、予算現額25億3,385万9,000円、収入済額は25億5,236万8,802円であります。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目議会費は、組合議会の運営に要する経費でありまして、支出済額は121万3,073円、不用額は115万5,927円で、執行率は51.2%でございます。

18ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、組合の運営管理に要します経費で、主に職員の給与等であります。支出済額は9,558万1,412円、不用額は547万2,588円で、執行率は94.6%でございます。

20ページをお願いいたします。

3款1項1目クリーンセンター管理費は、可燃ごみの焼却及び粗大ごみの破碎処理等に要する経費でありまして、支出済額は17億5,320万707円、不用額は6,172万3,893円で、執行率は96.6%でございます。

不用額の主なものといたしましては、委託料として運搬処理等委託などの4,426万541円の残であります。

最後に、工事請負費として、突発的な整備工事に対応するための経費残及び入札差金など1,587万600円の残であります。

22ページをお願いいたします。

2目余熱ホール管理費は、温水プール等の管理に要する経費でありまして、支出済額は6,398万1,618円、不用額は7万5,782円で、執行率は99.9%でございます。

4款1項1目公債費の元金ですが、平成18年、19年、20年度のごみ焼却施設更新時の借入分の償還元金で、支出済額5億311万8,098円、執行率は100%でございます。

2目利子につきましては、ごみ焼却施設更新時借入分と平成25年度に借り入れした旧工場棟整備事業分及び平成25、26年度に借り入れした余熱ホール改修事業分に係る利子の合計で、支出済額は4,823万4,552円で、執行率は100%でございます。

5款1項1目予備費につきましては、10万円を計上しておりますが、執行されておられません。

最下段の歳出合計ですが、支出済額は24億6,532万9,460円、不用額は6,852万9,540円でございます。

24ページに実質収支に関する調書、25ページ以降に財産に関する調書を記載しておりますので、あわせて御参照ください。

また、平成29年度の主要施策の成果報告書及び不用額調べを別冊で添付しておりますので、こちらをあわせて御参照の上、御審議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（伊藤幸弘）

11番 山内智彦議員。

○11番（山内智彦）

それでは一つ、認定第1号について質問させていただきます。

今、御説明いただきました決算書の6ページの歳出の一覧表を見ると、衛生費が飛び抜けて高い。それで、主要歳出であるその衛生費についてちょっと確認したいのですが、20ページ、21ページの中に衛生費の内訳があるんですが、その中で委託料が飛び抜けて高いということになっております。要は、歳出の一番大きなところ、この委託料についてちょっとお聞かせください。まず、現在の委託契約は、確か包括契約というものだったと思うんですけども、それはどんな契約になっているのか簡単に御紹介いただけますでしょうか。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

クリーンセンターの委託契約についてですが、平成28年度までは各業務ごとに個別の契約を行っておりました。平成29年度より、予防保全の考え方による施設運営を行うため、運転業務委託、点検業務委託、施設の修繕や整備工事を一括して発注する方式を採用しております。平成33年度までの5年間の包括的運営管理業務委託契約を交じ合わせており、総額82億2,420万円、単年で16億4,484万円となっております。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

山内智彦議員。

○11番（山内智彦）

ありがとうございます。それでは5年契約の委託料の見直しについてなんですけれども、過去あるいは現状どのように実施をされているか。その辺のことについて御紹介ください。よろしく願いします。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

包括的運営管理業務委託につきましては、仕様書発注とは異なりまして、性能発注方式でございます。委託業者の創意工夫と裁量で、安全に運転が行われているところでございます。当組合とい

たしましては、運転業務内容について日々のモニタリング業務の中でチェックを行っており、また委託料につきましても、委託業者から提出される四半期ごとの業務実績の報告書をもとに、モニタリング業務の中で適正にチェックを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

山内智彦議員。

○11番（山内智彦）

ありがとうございます。今、二つほど基本的なことをちょっとお聞かせいただきました。私は単に費用を削減すべきというふうに申し上げているわけではないということを誤解しないでいただきたいんですが、しかしながら、新しい設備になって数年が経過して、実際には安定期になって、特別な事象というのが起こらないというような感じにはなっているんじゃないかなと思いますし、逆に、少なからず年々いろいろな環境の変化があつて、いろいろな世の中の動向に対して取り組むことも新たに発生するとか、そういうことも今も起きているでしょうし、今後も起きてくると思うんですね。そういったことから、その委託料設定の根拠についても、毎年しっかり妥当性を検証しながら確認しておくべきかなと思います。これは契約も5年単位となると、次の契約ということのために日々そういうエビデンスというんですかね、今申し上げたような、その考え方の変化を導入しながら本当にこの価格で適正なのかどうか、こういう運営状況がいいのかどうかというのは、次の契約のために今こそいろいろ日々確認して検証していくことだと思いますので、今後ともそういう意識を持って取り組んでいただきたいというようにお願い申し上げます。議案については賛成です。

○議長（伊藤幸弘）

わかりました。ほかに。牛野北斗議員。

○3番（牛野北斗）

認定1号決算認定について、質問させていただきます。まず、一つ目なんですが、今説明いただいた決算説明書21ページですね。歳出の中の3款1項1目の中の13節委託料について伺います。さきほど、所長のほうから総括的に説明がありましたけれども、その中にあります13節の不用額についてですね。不用額がこれだけ計上されていますけれども、当初の予算の委託料の合計というのが17億8,897万5,000円ということですから、そこから今回の支出額を引いた分が不用額になるわけですが、そもそもの中に今回委託料、29年度予算のほうを拝見しますと、健康診断の委託料であったり、運搬処理費、またリサイクルプラザの運営、リサイクルプラザのシステム補修、あとクリーンセンターの包括管理業務委託、そしてモニタリング支援業務というように書かれていますけれども、それぞれ業務委託先と契約を結んでいるかと思えます。そのときに契約料、契約時に委託料を決めているかと思うんですけれども、なぜ、今これだけの多くの不用額が出たのかということ

について、説明をお聞かせください。もし、この決算、今回の監査委員のほうが監査審査を行って
いますけれども、もし監査審査の際にも委託料、不用額についてまた質疑等があれば、その内容に
ついては御紹介をお願いします。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

不用額の主なものとしたしましては、本施設の運営時の包括的委託におきまして、運営時の光熱
水費などにかかわる費用は変動費として計上されておりますので、その分の費用が不用額としてい
るものと、灰等の運搬は単価契約でございますので、その辺について不用額と出たものでございま
す。それと監査委員の意見でございますが、特にその件についてという話はございませんでした。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

牛野北斗議員。

○3番（牛野北斗）

ありがとうございます。今の所長さんのお話を伺いますと、不用額が出た大きな理由が包括的管
理業務委託料の中で、光熱水費が変動するということですので、不用額が発生したよということ
理解させていただいたんですけれども、そうしますと、そもそも包括的運営管理業務委託契約につ
いて確認をさせていただきますと、平成29年度から5か年契約ということで包括管理委託業務契約
が行われているのも、この契約というのは、これまでのクリーンセンターの運営のあり方の中では
また大きな業務の変わり方、方向の転換というようになっていると思います。この包括管理業務委
託というものの契約内容というものは、どういったものであるのかというのを御説明していただき
たいというように思います。また、毎年ある契約額というのは契約書に明記されているかと思いま
すけれども、今の話ですと、光熱水費の変動によって委託料が変わるみたいのように、私はちょっ
と理解したんですけれども、今後も5年間の契約の中で、総契約というのはいくらぐらいを想定し
ているのか。契約を先行されているのか、教えていただきたいと思います。また、契約の全体の予
算の算定根拠についてもあわせて御説明をお願いします。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

包括的運営管理業務委託の内容でございますが、運転業務、点検業務のほか、施設の修繕や整備
工事を一括して発注する方式を採用しております。総額は先ほど申し上げましたけれども、総額82
億2,420万円で契約しており、単年では16億4,484万円となっております。なお、平成29年度及び平

成30年度の予算計上におきましては、債務負担行為によりまして、翌年度以降の支出予定額を計上しておりますので変わりはありません。

それと5年間の事業費につきましては、提案された金額等を組合で設計したものと精査した結果でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

牛野北斗議員。

○3番（牛野北斗）

ありがとうございます。そうしますと、包括の業務委託になってからは5年間総額いくらというふうに計算をして、単年度で、5年で割った金額を毎年お支払いしているという形になっているかと思いますが、そうしますと、29年度からのこの包括運営のあり方のほうに変わってから、まだ5年間ということですので、初めての1年目の年ですので、これが良かったのか悪かったのかということは、ちょっと私は評価ができませんが、改めてちょっとお聞きしたいんですけども、平成28年度のクリーンセンターの管理費、委託料の総額を28年度決算書等から比較しますと、非常にこの包括運営方式に変わってから増額しているふうに感じますが、この包括運営方式になる29年度で、なぜここまで予算のベースでもそうですけれども、増額しているのかということについて説明をしていただきたいなというように思います。

あと最後の質問になるんですけども、平成29年度決算において、同じくクリーンセンターの管理費から余熱ホールの管理費の工事請負費が流用されていますけれども、結構な大きな額になりますが、なぜ、ここまでの工事請負の流用されたのかについて御説明をしていただきたいと思います。

最後、直接の質問とは関係ないんですけども、今回私が初めてこの組合議員のほうに選出をしていただきまして、29年度決算という大きな重たい任務を仰せつかっているわけでありまして、今回の決算審査するに当たり、私の手元のほうに、この29年度の予算書がありませんでして、なかなか決算書だけを見ても予算審議というのはできないのかなというように思い、急遽、業務課のほうに問い合わせたら、メールで29年度の予算、合わせて28年度の予算と決算報告書を送ってくださったんですけども、当局におかれましては、今後、こういった決算の際等におきましては重要な業務ですので、改選の議員には、こういった29年度の決算の場合でしたら、29年度の予算書も合わせて提示していただけますと大変助かりますので、今後ともよろしく願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

管理費が増額している主な理由といたしましては、包括的運営管理業務委託の施設整備工事にかかわる費用の増でございます。これは、当施設がもう10年を経過しておりまして、新たにごみクリーンなど、設備の更新等が必要なものでございまして、その分の費用のため増額したものでございます。

また、流用の理由でございますが、プールの水温を上昇させる熱交換器が故障したため、緊急工事が必要となりましたので、クリーンセンター管理費の同節となる工事請負費から412万9,400円を流用したものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

牛野議員にお聞きします。決算認定についての賛否の境は。賛成ということでよろしかったですか。

○3番（牛野北斗）

賛成でございます。

○議長（伊藤幸弘）

ほかに。山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

私からは、ここに主要施策報告書が出されておりますので、その中からお聞きします。まず、6ページの衛生費、余熱ホール管理費についてです。指定管理料は、先ほどの議案でも少し議論が入ったところですが、指定管理料が5,000万円、修繕料が364万5,648円。そして三つ目に施設整備工事費で977万9,400円。このように昨年度の実績が出されております。まず、そこでお聞きをします。そもそも、ここにもうたってありますが、平成26年の9月にリニューアルオープンしということで、リニューアルオープンしたんですね。このときにお風呂が廃止されたんですが、リニューアルオープンしたばかりのところ修繕料の364万5,000円は何だったのか。三つ目の施設整備工事費は977万9,000円は何をしたのかについてお聞きをします。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

まず、工事関係でございますけれども、この中で主なものといたしましては、さきほど余熱ホール流水プールの熱交換器のプレート交換というものがございます。それからあとは、余熱ホールの全熱交換器の送風機関係の整備工事がございます。修繕の関係でございますけれども、修繕のほうは流水プールのポンプの修繕をいたしているところがございまして、あと、中央監視装置の周辺の機器の修繕を行っているところでございます。リニューアルとは別に、配管業の工事、管などの

経年劣化によるものの修繕等を行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

そこでお聞きしたいんですね。指定管理料の5,000万円。まるでさきほども、議案の質疑の中でも確認したわけですが、施設を利用する利用料収入は指定管理者の利益収入となっていくということでした。もうこれは限界なし。それ以上の利益があったら、これから考えるかなというようなことの議論がされたところですが、そこで指定管理料は5,000万円、この3者の共同体に行くわけですが、そもそもこの方たちに、指定管理者に施設は運営を任せて、施設全てを任せていくわけですから、そこで何か不具合が出たら指定管理者の持ち出しで直すというような考え方というのは起きないものなのではないのでしょうか。事業主はうちですので、環境組合ですのでね。それは、そういうようになったらおかしな話だと私も思っていますよ。思っていますが、そもそもリニューアルオープンしたばかりのところへ、こういう不具合が出てきて、それで修繕が必要でしたということで、また持ち出すわけですが、それは指定管理者側のほうが、利用者のためにこのようなケアをしたいということで、修繕を見積もるとかということにはならないのでしょうかについてお聞きします。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

修繕料の関係でございますけれども、年度内協定におきまして、50万円以下につきましては、修繕ということで指定管理者のほうが行うことになっておりますので、それを超えた分の大きな金額について修繕をいたすということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

協定の中では、50万円以下は指定管理者が修繕を行うということになっているということが確認できました。それ以上の持ち出しの設備、修繕が必要だったということで、それは理解しています。これは何においても利用者にかかってくるものの内容が全てにあったと思っていますので、そのことは理解しました。3回目になっちゃったね。それでですね、今回、平成29年度刈谷知立環境組合一般会計決算認定についての判断を私しなくてはいけないのですが、ここでさきほどの議案でも質疑をしたところで、今回は譲歩して議案には賛成をしたところですが、実はこの29年度の決算認定

については、さきほどの条例で、議案で質疑したところにも出しましたが、指定管理者制度に私は反対をしたところなんです。その反対をした指定管理者がここに入っているというところをもって、今回はいたし方ないですが、残念ながら、そしてあと、根本的には直営でやれというものもあるということもありますが、平成29年度愛知県刈谷知立環境組合一般会計決算認定、その部分を捉えて健全な財政運営をやっているということに対しては、高く高く評価をしていますので、それは否定しませんので、指定管理者制度をもって反対とさせていただきます、認定に反対します。

○議長（伊藤幸弘）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

一部に反対意見がございますので、これより起立採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤幸弘）

起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（伊藤幸弘）

次に、日程第5、議案第3号 平成30年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案の説明を願います。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

それでは、議案第3号 平成30年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算についてお願いいたします。

補正予算の説明に先立ち、今回の補正の概要につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費、クリーンセンター管理費において、給料改定及び人事異動等に伴う給料、職員手当等、共済費の調整をするものであります。

歳入につきましては、歳出の減額に伴い補正するとともに、本年度前期の実績等を勘案して財源を更正するものなどであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,787万7,000円とするも

のであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものであります。

なお、第1表につきましては、2ページ、3ページに記載してありますので御参照ください。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明いたしますので、補正予算説明書の6ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款1項1目一般管理費は47万5,000円の減額補正で、2節給料は42万円の増額、3節職員手当等は101万9,000円の減額、4節共済費は12万4,000円の増額をお願いするものであります。

3款1項1目クリーンセンター管理費は、財源内訳におきまして特定財源1,600万円増額、一般財源1,600万円減額の財源更正をお願いするものであります。

次に、前に戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

歳入でございます。2款2項1目ごみ処理手数料は、600万円の増額補正をするもので、当初予算より多く見込まれることによるものでございます。

3款1項1目繰越金は、先ほど認定していただきました、平成29年度決算におきます歳入歳出差引残額8,703万9,000円を繰り入れるもので、当初予算におきまして3,000万円を計上しておりますので、今回は5,703万9,000円を増額補正するものであります。

4款1項1目雑入は、1,000万円の増額補正をするもので、資源ごみ売り払い収入を本年度前期の実績から見込額を推計したものでございます。

最後に、1款1項1目分担金の7,351万4,000円の減額補正は、分担金を除く歳入における前年度繰越金などによる増額補正及び歳出における減額補正により、両市の分担金が説明欄のとおり減額となるものであります。

8ページからは一般会計給与費明細書といたしまして、組合人件費の補正の詳細を掲載しておりますので御参照の上、御審議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（伊藤幸弘）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

私からは、説明書の7ページの職員手当のところで少しお聞きしたいんですね。先ほど、議会が始まる前に正誤表を渡されたところで地域手当が上がったり、あとは変動がないんですけどね。地

域手当が上がったりしていますが、ここの職員手当等で減額のところに少し確認したいと思います。扶養手当、それから住居手当、通勤手当、時間外勤務手当。時間外勤務手当はやったか、やらないかで変わるわけですが、それから勤勉手当になる、これ児童手当になる、最後は。児童手当だね。こういうところが減額になっているんですが、何か職員さんの扶養手当が必要なくなった、定年で必要なくなったとか、最後はそういう変更の上での減額なのでしょうか。内容についてお聞きします。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

職員手当等や扶養手当等の関係でございますけれども、対象者が4月、10月で異動しておりますので、その関係で変わったものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

全ての減額の部分は、そういう理由ということでよかったですでしょうか。確認と、それからそこへもっていくと、地域手当が上がっているんですが、この変更等はどうやって補正予算から見えたんでしょうか。お願いします。

○議長（伊藤幸弘）

所長。

○所長（加藤義富）

基本給が上がることによりまして増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤幸弘）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

はい。了解しました。以上の確認をしまして、補正予算には賛成です。

○議長（伊藤幸弘）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤幸弘）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（伊藤幸弘）

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第3回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 伊 藤 幸 弘

刈谷知立環境組合議会議員 牛 野 北 斗

刈谷知立環境組合議会議員 山 本 シモ子